

令和3（2021）年度当初予算編成方針

〔 2（2020）. 10. 9 〕
〔 栃 木 県 〕

1 本県の財政状況

本県の財政は、高齢化の進行等により医療福祉関係経費が引き続き増加しており、経常収支比率が高水準で推移している。また、令和2（2020）年度については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、県税収入が前年度に比べ減少しており、今後更に下振れする懸念もあることから、当初予算計上額を大きく下回ることが見込まれるなど、極めて厳しい状況にある。

さらに、令和2（2020）年2月に公表した中期財政収支見込みにおいても、医療福祉関係経費の増加等により、令和6（2024）年度までの各年度において、80億円台から90億円台の財源不足額が見込まれており、加えて、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、更なる財源不足の拡大も想定されることから、全庁を挙げて、行政コストの削減や歳入の確保、県有財産の適正管理と有効活用等に、継続的に取り組む必要がある。

2 国の動向

国では、令和3（2021）年度予算の概算要求について、基本的に前年度同額とした上で、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができるとしたところであり、その際には、これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化としている。

また、年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴ういわゆる自然増、社会保障の充実等の平年度化に伴う前年度からの増加の取扱い等については、予算編成過程で検討することとしている。

このほか、地方財政については、「新経済・財政再生計画」において、令和元（2019）年度から令和3（2021）年度の基盤強化期間内の予算編成に関し、地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、平成30（2018）年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。

このため、今後の国の予算編成の状況や地方財政対策の具体的内容を引き続き注視していく必要がある。

3 予算編成方針

(1) 令和3（2021）年度の財政収支見込み

国の概算要求時における地方財政収支仮試算等を基に、現時点で、令和3（2021）年度の財政収支見込みについて試算を行ったところ、歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響等により、県税・地方消費税清算金、地方譲与税の減が見込まれる中、地方交付税に臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税の増ではその減分を補えず、一方、歳出では、引き続き医療福祉関係経費の増が見込まれるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応が必要となるほか、公共施設等長寿命化関係経費の増等により、県有施設整備基金を活用してもなお約109億円の財源不足額が見込まれる。

(2) 令和3（2021）年度当初予算編成方針

令和3（2021）年度当初予算については、中期的な視点に立った財政運営を行うことを基本に、次期行財政改革大綱に掲げる財政健全化の取組を実行し、新型コロナウイルス感染症の今後を見据えた施策や、「とちぎ元気発信プラン」に続く次期プラン及び「とちぎ創生15^{いちご}戦略（第2期）」に掲げる施策の積極的な推進を図るとともに、ウィズコロナ、ポストコロナ時代に求められる新しい行政のあり方についても検討し、的確に対応できるよう編成していく。

このため、新型コロナウイルス感染症対応経費として所要の要求を認めるとともに、経費区分ごとに要求基準を設け、県民ニーズの検証や費用対効果等の観点から各部局の主体的な事務事業の見直しを推進し、更なる事業の選択と集中を図るほか、自主財源の確保に積極的に取り組むなど、歳入歳出全般にわたり徹底した見直しを行い、必要な財源を確保しながら、できる限り財源不足額の圧縮に努め、メリハリのついた予算編成に取り組んでいく。

また、予算編成過程においては、新型コロナウイルス感染症への対応など国の予算編成の状況等を十分に把握するとともに、地方財政対策の内容を反映するなど適切に対応していく。

令和3（2021）年度当初予算の要求の考え方

2（2020）.10.9

財 政 課

令和3（2021）年度当初予算は、「令和3（2021）年度当初予算編成方針」に基づき、次期行財政改革大綱に掲げる財政健全化の取組を実行しながら、新型コロナウイルス感染症の今後を見据えた施策や、「とちぎ元気発信プラン」に続く次期プラン及び「とちぎ創生^{いちご}15戦略（第2期）」に掲げる施策の積極的な推進を図るとともに、ウィズコロナ、ポストコロナ時代に求められる新しい行政のあり方についても検討し、的確に対応できるよう編成していく。

各部局においては、県民益の最大化を図る観点から既存施策の成果を検証し、選択と集中の考え方に基づき、主体的に事務事業の見直しを行うことを基本に、別紙「当初予算要求要領」に定めるもののほか、下記の諸点に留意の上、予算要求されたい。

記

- 1 各部局の要求額は、別表「要求基準表」に掲げる経費の区分ごとに定める要求基準額の範囲内とすること。
- 2 国庫補助事業、県単独事業を問わず、年間の財政需要のすべてについて検討を加え、通年予算の考え方に基づき要求すること。
- 3 各部局の主体的判断に基づく事務事業の見直しに取り組むという行財政改革大綱の趣旨を踏まえ、自らの判断と責任において、県民ニーズの検証や費用対効果等の観点から、ゼロベースで事業の必要性や優先順位を見極め、事業内容の見直しを行った上で、メリハリのついた要求とすること。
なお、限られた人員を重要課題に配分できるよう、優先順位の低い事業の廃止を含めた大胆な見直しを行うこと。不十分な場合には、再度の見直しを求めることがある。
また、職員給与も費用であることに鑑み、増員等を前提とする予算要求は、原則として認めない。
- 4 政策協議において「要求を認める」とされた事業については「知事政策枠」を設定するので、別途指示するところにより要求すること。

5 新しい行政のあり方等を含め、次期行財政改革大綱に盛り込まれる取組項目については、改革効果が早期に発現するよう積極的に対応すること。

なお、人件費の削減など歳出削減につながる事業又は新たな歳入確保に結びつく事業に係る要求については、別途協議に応じることとしていること。

6 新型コロナウイルス感染症への対応については、今後の状況が不透明なことから、必要となる経費について要求すること。

なお、事業の予算化については、国の地方財政対策の状況等を踏まえ、予算編成過程で検討するとともに、速やかな対応が必要な場合は、令和2（2020）年度の補正予算への前倒しも検討することとしていること。

7 デジタルマーケティング事業等については、「令和3（2021）年度当初予算要求におけるデジタルマーケティング事業等の取扱いについて（通知）」（令和2（2020）年7月9日付けデジタル戦略室長・財政課長通知）に基づき要求すること。

また、広報・PR事業等については、新しい生活様式への移行等を踏まえ、可能な限りデジタル化を検討すること。なお、広報・PR事業費等については、別途把握する予定であること。

8 国の予算要求の状況を的確に把握し、必要に応じ要求に反映させること。

特に、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費について、国は、別途、所要の要望を行うことができることとしていることから、情報収集に万全を期すこと。

なお、国の予算編成や地方財政対策等によっては、予算編成作業の弾力的対応が必要となるので留意すること。

9 「栃木県庁働き方改革プロジェクト」の一環として、予算編成に関する各部局の裁量拡大など、内部意思決定プロセスの効率化を図っていることから、この趣旨を十分理解の上、事務事業の更なる見直しや編成事務の効率化に努めること。

別表 要求基準表

経費の区分	要求基準
1 職員費、公債償還費、主要義務費、一般行政費（税交付金及び還付金に限る）、災害復旧事業費、受託事務・受託事業費、県単貸付金（既貸付に係る預託分に限る）	所要見込額
2 大規模建設事業、年度間の増減が大きな経費等（指定事業）	対象経費及び要求基準は別途通知
3 公共事業費	令和2（2020）年度当初予算一般財源相当額×1.00以内
4 直轄事業負担金	同上×1.00以内
5 県単公共事業費（従来分）	同上×1.00以内
6 学校建築費（他に区分されるものを除く）	同上×1.00以内
7 交通安全施設整備費	同上×1.00以内
8 その他の政策経費	別途通知する要求基準額以内
9 経常経費	別途通知する要求基準額以内

【知事政策枠】

政策協議において「要求を認める」とされた事業	所要見込額
------------------------	-------

【新型コロナウイルス感染症対応枠】

新型コロナウイルス感染症対応経費	所要見込額
------------------	-------

1 基本的事項

令和3（2021）年度当初予算編成は、可能な限り財源不足額を圧縮できるよう、行財政改革大綱に基づき、各部局の主体的判断に基づく事務事業の見直しを一層進めるなど行政コストの削減に努めるとともに、県税収入をはじめとする歳入の確保等に全力で取り組むこととする。

- (1) 自らの判断と責任において、すべての事務事業について、根底からその意義を問い直し、ゼロベースの視点で、行政関与の必要性、県民ニーズ、民間活力の導入、経費支出の効率化、費用負担のあり方、将来の財政負担も含めた費用対効果等について検証するとともに、これまでの成果及び優先順位について厳しく評価し、既存事業の廃止や統廃合等の整理合理化を積極的に進め、事業の重点化を図ること。

なお、行政関与の必要性については、国、県、市町村、各種団体、住民との役割分担を十分に検討するとともに、相互の負担区分の明確化を図り、県として財政関与を行う必要性、優先順位等を精査すること。

- (2) 新規施策については、県民ニーズ、県が関与する必要性、緊急性、費用対効果等を十分に検討し、既存事業の廃止、整理縮小を行った上で要求すること。
- (3) 施策の見直しや事業の再構築に当たっては、市町村や関係団体等に対し、県の財政状況について十分説明しながら協議調整を行い、相互理解を図った上で要求すること。
- (4) 政策協議において方向性が確認されたものについては、その結果を踏まえて要求すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症対応経費については、主に、国庫補助対象事業で一般財源による負担が生じる経費を想定しているが、今後の状況が不透明なことから、新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について、幅広く要求を認めるものであること。
- (6) 投資的経費については、その財源として発行する県債の償還や整備後の維持管理費用等の後年度負担を念頭に置くとともに、事業の優先順位、費用対効果等を検証した上で要求すること。

特に、公共事業については、要求基準内で要求することはもとより、国への要望、補助申請に当たっては、財政課と事前に協議の上、申請する事業について調整を図ること。直轄事業負担金については、国と事前に協議を行い、本県としての優先順位が反映されるよう調整を図ること。

また、県単公共事業等については、事業の優先順位や費用対効果等を踏まえ、真に緊急かつ必要な事業に限定して要求するとともに、国庫補助事業の採択基準に適合する箇所は要求しないこと。

なお、いずれの事業も通年予算であることに十分留意し、関係機関との調整を行うこと。

- (7) 県民利用施設の整備については、県民ニーズや後年度負担等の分析を的確に行うとともに、類似施設の整備状況や市町村との役割分担等の観点から、施設の必要性や規模を厳格に検証した上で要求すること。
- (8) 県単補助金については、社会経済情勢の変化等を踏まえて、引き続き積極的に見直し検討を行った上で要求すること。特に、各種団体等に対するものについては、団体等における自主財源の確保、補助対象の明確化等について十分な検討を加えた上で要求すること。
- (9) その他の事業については、一般財源の確保が困難な状況を踏まえ、県単独事業はもとより、国庫補助事業についても、その必要性、費用対効果等を検証した上で要求すること。また、国庫補助金等の廃止、縮減に伴う県費肩代わりや県単独上乗せは行わないこと。

なお、国の経済対策による基金を活用した事業については、基金終了後、県費による振替は原則として行わないものであること。

また、県の実施する各種研修、専門家派遣事業など、個人・企業等が個別にサービスを受ける事業については、より適切な自己負担を求めるとともに、実施に当たっては経費の圧縮を図るよう、手法等を工夫すること。

さらに、市町村や団体等と協働で実施する事業については、県の適正な経費負担割合等について検討すること。

- (10) 地方交付税の基準財政需要額への算入を根拠とした予算要求については、実算入額の推移など地方財政措置全体の動向を踏まえるとともに、その必要性について改めて検証を加えること。
- (11) 分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金等の特定財源の確保に努めるとともに、各種基金を財源としている事業については、原資となる基金の計画的かつ有効な活用を検討した上で要求すること。
- (12) 複数部局において推進する事業については、事前に当該部局間の調整を十分に行い、事業相互の重複を防ぎ、適切に要求すること。同様に、部局内の複数課室が取り組む同一ないし類似目的の事業についても重複を防ぐこと。

また、組織や運営方法の変更等を伴うものについては、人事課と組織、人員及び運営方法の協議が調っているものに限り要求を認めるものであること。

- (13) 公社等の県出資法人等については、組織体制等のあり方を見直すとともに、自主財源の充実強化、他法人との事務部門統合など経営の効率化、事業の見直し等を進めること。

2 歳入

(1) 県税

新型コロナウイルス感染症の影響や税制改正の内容等を適切に反映させるとともに、徴収率向上及び収入未済額縮減のための取組も踏まえ、的確に年間収入額を見積もること。

(2) 分担金及び負担金

事業による受益の程度を検証し、類似の分担金・負担金と比較検討の上、適正な負担割合により要求すること。

(3) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に基づき、適切かつ積極的な見直しを行い、その適正化を図るとともに、法令や地方財政計画の改正、施設の改築等により改定すべきものなどについては、速やかに対処すること。

また、決算状況を踏まえた適切な予算計上に努めること。

(4) 国庫支出金

国の予算編成の動向を的確に把握するとともに、本県の実情を踏まえ国庫補助制度を十分に精査した上で、適切な活用に努めること。

(5) 財産収入

未利用県有地等の財産の現況を的確に把握し、将来的に利用する予定のないものについては、財源の確保を図る観点から、早期処分に努めること。

また、貸付による利活用が適当な土地建物については、一般競争入札を導入するなど積極的な貸付に取り組み、収入確保を図ること。

(6) 県債

県債残高の抑制を図るため、国の地方債計画等を参考に、後年度負担を十分に考慮すること。

(7) その他

創意工夫により、新たな自主財源の確保に努めること。

税外収入については、滞納の未然防止、法的措置を含めた債権回収の強化を図るなど、より一層適切な債権管理に努めること。

3 歳出

(1) 給与関係経費

歳出予算の大きなウエイトを占める経費であり、財政硬直化の大きな要因となるものであることから、引き続き、適正な定員管理や給与水準等により、総人件費の抑制に努めること。

(2) 主要義務費

ア 議員、行政委員等の報酬は、現行制度（単価）によること。

イ 退職手当、恩給及び退職年金は、精査の上、現行制度による年間所要見込額を要求すること。

なお、退職手当については、今後の財政負担を把握する必要があることから、翌年度以降の所要見込額について「退職手当所要額調」（様式13号）を提出すること。

ウ 医療費公費負担及び社会福祉関係経費は、国の概算要求状況等を的確に把握し、国の制度改正を確実に反映させるとともに、県が策定する各種計画等を踏まえながら、実績を十分に勘案した上で、年間所要額を見込むこと。

特に、消費税増収分を活用した子育て層支援・介護人材の確保等については、引き続き国の動向に十分留意すること。

各種の県単制度については、社会経済情勢の変化、国の制度との整合性、受益と負担の公平性等に照らして妥当な制度であるか、将来にわたって持続可能な制度であるかなど、十分な検討を加え、適切な見直しを行った上で要求すること。

(3) 投資的経費

ア 各種の建設事業については、その必要性、優先順位、投資効果や将来の財政負担を十分に考慮し、計画的に実施すること。

イ 事業効果の早期発現の観点から、継続事業の着実な推進を図ることを基本とすること。

ウ 新規事業の採択に当たっては、必要性や優先順位、後年度負担等について十分検討を加えるほか、事業実施に団体等の負担を伴う場合には、適正な負担割合とすること。

エ 施設の整備に当たっては、事前に現地調査及び関係部局との協議を十分に行之、遺漏のないようにすること。

また、「建築工事積算調」（様式5号）を提出すること。

オ 公共工事については、常に効率的な執行等に意を用い、引き続きコストの縮減に努めること。

カ 土地取得関係経費については、緊急性、必要性を検討した上で、別途対応

することとしているので、原則として予算要求は行わないこと。

キ 「栃木県公共施設等総合管理基本方針」及び個別施設計画等を踏まえた計画的な長寿命化対策については、別表「要求基準表」の経費の区分に従い要求すること。

(4) 県単補助金

既設の県単補助金については、別に示す「補助金等の整理合理化について」により、徹底した見直し検討を進めること。

また、国庫補助事業に係る県費上乗せ補助金についても、国、県、市町村、各種団体等との役割分担や社会経済情勢の変化等を踏まえ、適切に見直しを行うこと。

(5) 県単貸付金

県単貸付金については、一部に多額の不用額が見られる。貸付実績、民間の金融サービスの動向を踏まえて必要性を見直すとともに、歳計現金が厳しい現状や金利情勢等を踏まえ、預託時期、協調倍率、貸付条件等について、引き続き精査すること。

(6) その他の経費

ア 「経常経費」として設定した施設の運営経費や事務費等については、長期継続契約の活用を図るなど徹底した節減合理化に努めた上で要求すること。

イ 国庫補助事業が一般財源化され県単独事業となったものについては、漫然と従来どおりの要求をすることなく、事業の必要性を含めてゼロベースで見直しを行い、本県の実情に即した制度として再構築すること。

ウ 地方分権改革により、市町村に権限が移譲される事務に関連する事業費については、地方交付税の基準財政需要額への算入状況等を踏まえ、市町村と費用負担について十分調整を行うこと。

エ デジタルマーケティング事業等については、デジタル戦略室と協議の調ったものに限り要求すること。

また、各種イベントや広報・PR事業等については、施策効果の最大化等の観点から、従来の手法を見直し、更なるデジタル化の推進に向けて検討すること。

オ 自動車の更新等については、会計局会計管理課と協議の調ったものに限り要求すること。

また、事務の効率化の観点も含め、全庁共用車両への移管を検討すること。

カ 行政情報システムの導入に係る経費については、行政改革ICT推進課が一元的に調整を行うこととしているので、行政改革ICT推進課と協議の調ったものに限り要求すること。

キ 旅費、需用費等の事務的経費については、常にコスト意識を持って節約に努め、より一層経費の縮減を図ること。

ク 本庁舎及び地方合同庁舎を除く各種施設の修繕については、教育施設及び警察施設に係るものはその所管部局が、その他の施設に係る営繕費は建築課が要求すること。

施設の新築・増改築等は財政課に要求するものであるが、新築については、「土木・建築工事受託実施取扱要領」に基づき、規模、金額等を事前に財政課及び技術管理課と協議することとなっているので、留意すること。

特に、大規模な施設については、必要性や経済性、事業効果等について十分検討するとともに、事業の円滑かつ効率的な執行を確保するため、基本計画策定の段階から十分に建築課と協議すること。

なお、施設の新増設に係る県有財産の取得及び利用計画等は、別途「公有財産増減計画書」により管財課と協議すること。

ケ 国際化関連施策に係る経費については、事前に国際課と協議すること。

コ 臨時的な各種大会等に係る経費については、関係団体等と十分に調整を図り、経費節減に努めるなど所要経費を精査の上、適正額を要求すること。

サ 行政資料については、広報、観光宣伝等のため、県民に対し無償配布することを前提にしたものを除き、入手を希望する者に対して有償頒布することとしているので、各種行政資料の印刷製本費の要求に当たっては、併せて適切な歳入を計上すること。

4 特別会計

特別会計は、その設置の趣旨を踏まえつつ、一般会計に準じて関係事務事業の見直し検討を行った上で要求すること。

なお、社会経済情勢の変化により役割を終えているものについては、廃止又は整理縮小すること。特に、貸付事業における事業繰越額の圧縮に努めること。

5 企業会計

企業会計の予算編成に当たっては、前記事項に準ずるとともに、コスト意識を徹底するなど経営感覚を持って、経営状況、今後の見通しについて十分検討を行い、安易に一般会計からの繰入れ等に依存しないこと。また、一般会計からの繰入れ等が必要な場合であっても、その額を圧縮するよう努めること。

6 その他

(1) 新たに市町村の財政負担を伴う事業（負担割合の変更を含む）は、事前に市

町村課と十分協議を行い、別途「市町村財政負担一覧表」（様式15号）を市町村課及び財政課に提出すること。

- (2) 定期監査、随時監査、外部監査、各種の検査等において指摘された事項については、その内容を十分に検討し、必要な措置を講じること。
- (3) 各年度に実施する各種統計調査は、「栃木県統計調査調整規程」に基づき、統計課と事前協議が調ったものに限り要求すること。
- (4) 債務負担行為は、後年度における財政負担を義務付けるものであり、常に歳出予算等との関連において検討されるべきものであることを再認識し、内容を精査の上、適正なものについて必要最小限の額を「債務負担行為調書」（様式8号）により要求すること。
特に、出資法人等の債務保証、損失補償は、地方公共団体財政健全化法に係る健全化判断比率にも影響するため、将来の財政負担のリスクについても十分に分析・把握した上で要求すること。
- (5) 市町村総合交付金は、市町村課が一括して要求すること。なお、新たに交付金化する事業については、所管部局が要求すること。
- (6) 業務の外部委託の推進に当たっては、人件費や事業経費の縮減等の費用対効果を十分検討すること。
- (7) 要求様式は、別添「当初予算要求書等様式一覧」のとおりであること。

補助金等の整理合理化について

補助金等については、従来の慣行や前例等にとらわれることなく見直しを行うこととし、次の基準に従って十分検討を加え、徹底した整理合理化を図ることとする。

1 補助金等の廃止

次に掲げるものについては、廃止する。

- (1) 施策の浸透、モデル事業の一定の普及等により、特定の事業を奨励する目的が達成されたと認められるもの。
- (2) 一定期間補助を継続しても目的が達成されないもの、又は、補助効果が乏しいと認められるもの。
- (3) 社会経済情勢の変化等により、実情に合わなくなったと認められるもの。
- (4) 現状において、受益者負担になじむものであり、財政負担をすることが適当でないもの。
- (5) 補助金等の対象事業が収益を伴うものであり、他の措置によっても十分目的が達成できるもの。
- (6) 県と市町村の役割分担の明確化が図られた結果、県が財政負担をする必要性がなくなったもの。
- (7) 零細なもの。
- (8) その他行政が関与すべき範囲を超えていると認められるものなど、補助金等として不適当なもの。

2 補助金等の減額

- (1) 存続させる補助金等については、既定の計画規模等の見直しや、事業の進捗率、執行状況、補助対象団体の収支等を適切に把握し、極力減額を図ること。
- (2) 金利の低下に伴う基本財産及び基金等の運用益の減少を安易に補助金に振り替えることのないよう、運用方法の改善など団体の自助努力を促すこと。

3 補助対象の重点化・明確化

補助対象の範囲、採択基準については、選択と集中の観点から重点化を進めるとともに、県民への説明責任を十分に果たすため、対象経費の更なる明確化を図るなど、透明性の向上に努めること。

4 終期の設定と達成目標の明確化

すべての補助金について終期の設定と達成目標を明確にしているところであ

り、令和3（2021）年度に新設する補助金についても、必ず終期を設定するとともに、達成目標を明確にすること。

なお、令和2（2020）年度に終期を迎える補助金について、事業効果を十分に検証し、安易な継続は行わないこと。

5 補助率の見直し

高率又は特例的な補助率の見直しを行うとともに、補助目的が類似している補助金については、原則として補助率を同一とするなど、各種補助金間の整合性を確保すること。

6 統合・メニュー化と事務手続きの簡素化

同一ないし類似目的の補助金等又は同一の者によって使用される補助金等は、統合・メニュー化を図るなど、補助金等の事務手続きの簡素化を推進すること。

収支見込み概念図 (一般財源ベース)

令和2(2020)年度当初予算

【財源】

(単位:億円)

県税・地方消費税清算金 3,387	地方交付税 1,298	地方譲 与税等 404	県債 1,132 臨財債等 445 通常分 687	県有 基金 40
----------------------	----------------	-------------------	-----------------------------------	----------------

財源不足
▲94

【歳出】

職員費 1,716	退職手当等 243	公債費 1,014	税関連支出 914	医療福祉関係経費 957	指定事業等 856	公共・直轄負担 金・県単公共等 443	政策 経費 87	経 常 経 費 125
所要見込額を計上する経費 5,700							要求基準を設定する経費 655	

R2(2020)
合計 6,355億円

令和3(2021)年度当初予算要求基準

【歳出】

職員費 1,697(▲19)	退職手当等 226(▲17)	公債費 1,004(▲10)	税関連支出 905(▲9)	医療福祉関係経費 985(+28)	指定事業等 756(▲100)	公共・直轄負担 金・県単公共等 435(▲8)	政策 経費 78	経 常 経 費 118
所要見込額を計上する経費 5,573(▲127)							要求基準を設定する経費 631(▲24)	

県庁舎等長寿命化、那須庁舎整備、宇都宮東警察署整備等

R3(2021)
合計 6,204億円

【財源】

県税・地方消費税清算金 3,207(▲180)	地方交付税 1,270(▲28)	地方譲 与税等 285 (▲119)	県債 1,293(+161) 臨財債等 700 (+255) 通常分 593 (▲94)	県有・ 国体 基金 40
----------------------------	---------------------	-----------------------------	--	-----------------------

財源不足
▲109
(▲15)

(±0)